

広報とやま 平成 31 年(2019 年)4 月 5 日号掲載

## くらしの情報あれこれ



**賃貸住宅契約のトラブルを防ぐためには、契約時の確認が大切です。**

以下の点に注意しましょう。

### ● 広告情報だけで契約しない

必ず現地見学を行い、駅からの距離や周辺的环境、設備の状況などを確認しましょう。

### ● 重要事項の説明を受ける

不動産業者には、契約前に、重要事項を書面にして、借主に対面で説明する義務があります。

### ● 貸主などの立会いのもと、室内の状況を確認する

入居前からの傷などを確認し、写真を残しておきましょう。修繕が必要になった場合は、速やかに貸主などに連絡しましょう。

相談受付時間 (土) (日) (祝) を含む毎日10:00~18:30 (年末年始、CiC休館日は除く)

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047